

高松市監査委員告示第24号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和5年10月31日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同		大	西	均
同		大	西	智
同		山	下	誠

監査結果に基づく措置通知

（定期監査・行政監査）

（令和5年10月31日）



高松市監査委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松



087-839-2652



kansa@city.takamatsu.lg.jp

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	監査 実施 年度	告示日	告示 番号 ※	区分 ※	項目	公表文 該当 ページ	所管課等		措置 通知日
1	R3	R4.2.28	第3号	意見 【重点】	有害鳥獣被害対策事業補助金に係る 適正な受益者負担について	P5	創造都市推進局	農林水産課	R5.10.6

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

※ 【重点】 …… 「令和3年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

《参考》令和3年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 令和3年度の重点取組事項

受益者負担の適正化について

市が提供する行政サービスについては、住民負担の公平性確保の観点や受益者負担の原則に立ち、適正な負担額を設定する必要があり、長期的な視点に立った受益者負担の適正化を、より一層進める必要がある。

そこで、利用者の負担額、減免等の基準が合理的で明確であるか、徴収は適正に行われているか など、受益者負担の適正化の観点から監査を実施する。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和3年度／創造都市推進局		
告示番号	高松市監査委員告示第3号	告 示 日	令和4年2月28日
区 分	意 見【重 点】		
意 見 の 項 目	有害鳥獣被害対策事業補助金に係る適正な受益者負担について		
意 見 の 内 容	当該事業により、びわ及びキウイフルーツの生産者には、一定の受益があったと見受けられることから、今後は、関係者等と協議の上、当該事業に係る費用等について、公平性の観点から、同生産者にも一定の負担を求めるよう、検討されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P5		
公 表 文 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/20220228teikikansakekka.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和5年10月6日
所管課等	創造都市推進局 農林水産課
措 置 結 果	本件意見については、令和4年9月に生産者団体と協議した結果、新たに負担金を徴収することとし、5年度から、当該補助金を減額し、事業を実施している。